

第1章 小中一貫教育校設置の経緯

1 小中一貫教育校設置の契機

教育委員会では、21世紀を担う児童・生徒のための教育の在り方を見直し、練馬の教育を時代の要請にこたえられるものとするために、平成13年10月、「21世紀の練馬の教育を考える懇談会」を発足させました。同懇談会では、「これからの学校の基本的なあり方」について協議し、目指すべき方向として、「特色ある学校づくり」と「開かれた学校づくり」をあげ、その考え方を示しました。

平成15年3月に公表された同懇談会による答申では、「一貫教育の目的は異校種間の途切れをなくし、継続的指導を可能とすることである。また、教育課程の連携、教員間の連携、子ども同士の交流などを密にし、結果として既存校も含め、特色ある魅力ある学校を実現することにある。」としています。その上で、子どもの発達段階を踏まえた幼児期から中等教育までの一貫教育の検討と小中連携の推進が提言されました。

練馬区では、この提言を契機として、小中連携教育を推進し、小中一貫教育校の設置に向けて検討することになりました。

なお、国においても平成17年10月、中央教育審議会答申の中で、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて検討することの必要性が提言されました。

2 小中連携教育の推進

下石神井小学校・石神井南中学校の研究（平成14・15・16年度）

練馬区では、いち早く下石神井小学校と石神井南中学校が、平成14・15年度文部科学省の小中連携教育実践研究協力校の指定を受け、また平成15・16年度には、練馬区教育委員会の教育研究校にも指定され、小中で一貫した教育課程の編成や基礎的・基本的な学力の定着を目指した教科指導、児童・生徒間交流の促進等、連携を深める実践的な研究を行いました。

上石神井小学校・上石神井中学校の研究（平成17・18・19年度）

上石神井小学校と上石神井中学校では、平成17・18・19年度練馬区教育委員会の教育課題研究指定校として、中学生による小学生への学習指導など、学ぶ意欲を高める教育活動の工夫や円滑な小中の接続、学力向上に向けた授業改善の研究を行いました。

隣接校小中連携教育推進連絡会の開催（平成17年度）

平成17年11月には、13地区の隣接する小中学校を対象とした隣接校小中連携教育推進連絡会を開催し、教育研究校の実践事例を発表し合うとともに、各校における連携教育の成果と課題をとりまとめました。また、これを契機として、平成18年度以降、小中連携の取組を教育課程に位置づけることになり、小中連携教育の一層の拡充を図りました。

光が丘第五小学校・光が丘第三中学校の研究（平成 19・20 年度）

光が丘第五小学校と光が丘第三中学校では、平成 19・20 年度練馬区教育委員会の教育課題研究指定校として、小学校と中学校の連携を一層進め、発達段階に応じた小中学校間の円滑な接続と義務教育 9 年間を見通した教育活動の在り方について研究しています。

3 小中連携教育の成果・課題と「練馬区新長期計画」

練馬区の小中連携教育は、教育研究校の取組に始まり、13 地区小中学校での実践を経て、平成 18 年度以降全区的に展開するなど、着実にその歩みを進めてきました（P12 資料 1 参照）。小中連携教育を推進した結果、以下の成果を得ることができました。

小中連携の視点を重視した授業を実践することにより、中学生の学習意欲が高まり、学力向上が図られたこと（P13 資料 2 参照）。

小学生が中学校の様子を理解することができ、中学校進学への不安が取り除かれ、その結果、不登校生徒数が減少したこと（P13 資料 3 参照）。

中学生が小学生の学習に対して、指導・相談・助言などで交流をもつことにより、優しさやいたわりの心がはぐくまれ、落ち着きや自信が得られたこと。

小中学校における指導方法の違いや児童・生徒の成長・発達の違いについて理解が深まり、小中学校の教員の相互理解が進んだこと。

教員、児童・生徒が、地域と共に歩む小中学校の一員であることを自覚し、地域社会に対する意識が高まったこと。

一方、小中連携教育を進めていく上で、以下の課題が明らかとなりました。

生活指導の連携にとどまらず、教科等の指導における連携を実際の教育活動の中に組み込み、より良い指導方法の在り方を深めていく必要があること。

小中学校の教員間において、小中連携教育に対する理解が十分に浸透していないこと。

各校における小中連携の運営組織や定期的な連絡会など、推進体制を組織化する必要があること。

各教科ごとの共通理解や情報交換が進まず、教育課程の編成や教職員体制において限界があること。

練馬区ではこれら小中連携教育の成果と課題を踏まえつつ、教育研究校等の成果を更に深めるために、平成 18 年 3 月、「練馬区新長期計画（平成 18 年度～22 年度）」において、施策「小中学校の教育内容を充実する」の中に、小中連携教育の更なる推進と小中一貫教育校の設置を位置づけることにしました。

4 教育委員会における協議

平成 19 年 4 月から 9 月にかけて開催された教育委員会では、児童・生徒の身体の成長の変化、学力向上の課題、不登校をはじめとする生活指導上の諸問題などについて協議し、以下のような実態や課題を確認しました。

児童・生徒の心理的・身体的成長が早まり、小学校 5 年生ごろに思春期特有の著しい心身の変化が見られるようになった。そのため、児童・生徒の心身の発達に応じた指導が必要であること（P14、15 資料 4、5 参照）。

義務教育段階における学力向上の課題として、小学校から中学校へ進学すると、学習内容が高度になるだけでなく、学級担任から教科担任へと指導体制が変わるため、新しい環境への円滑な移行が困難となっていること（P16 資料 6 参照）。

小学校と中学校との環境の大きな変化が原因となり、学校生活に不適應を起こし、不登校や問題行動など生活指導上の課題がある児童・生徒が増える傾向にあること（P17 資料 7 参照）。

小学校の教員と中学校の教員との間では、児童・生徒の成長・発達に対する理解や指導の面で、意識や価値観に違いがある。児童・生徒が学習上のつまずきや学校生活への不適應を起こさないためには、小中学校の教員が互いに理解し合い、学校間の円滑な接続が必要であること。

また、小中連携の取組状況や小中一貫教育校における教育の効果についても議論を深めました。協議の中であわせて行った小中一貫教育校に関する校長の意識・意向調査の結果、9 年間を見通した指導をすることが児童・生徒の成長にとって必要であると考えている校長の割合が約 9 割にも上ることが明らかとなりました（P18 資料 8 参照）。

教育委員会は、小中一貫教育校の設置は意義のある施策であるとして、保護者、校長等で構成する練馬区立小中一貫教育校推進委員会を設置することとし、小中一貫教育校を設置するための基本方針の策定を諮問しました。

5 練馬区立小中一貫教育校推進委員会による答申

平成 19 年 10 月に発足した練馬区立小中一貫教育校推進委員会では、小中一貫教育校の設置の意義や在り方について議論を重ねました。この中で、小中一貫教育校は、小中連携の取組を更に発展させて、小中学校の教員の相互協力関係のもと、個に応じたきめ細かな指導により、児童・生徒一人一人の個性や能力を伸ばすことが期待できることが確認されました。

推進委員会は、平成 20 年 3 月、学校教育の更なる充実を図るために、「練馬区における小中一貫教育校設置の基本方針」について教育長に答申しました。